

香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について

平成23年11月11日

23水漁第980号

水産庁長官通知

一部改正

平成27年〇月〇日

27水漁第〇〇〇〇号

水産庁長官通知

第1 趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、香港は、我が国から香港へ輸出される福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県（以下、「福島県等の5県」という。）で生産された食品について、我が国の当局が発行する証明書の添付を求めている。

本通知は、一定の条件が満たされることを条件に、水産庁が証明書を発行する手続について定めるものである。

第2 本手続の対象となる水産物

我が国から香港へ輸出される福島県等の5県で生産される水産物（活、生鮮冷蔵、冷凍水産物であり、加工品は含まない。）

第3 証明書発行の要件

- 1 香港の放射性物質の基準^{注1})に適合していること。なお、検査機関に検査を依頼する場合 は、検査機関及びサンプリング方法について水産庁と協議するものとする^{注2})。
- 2 証明書の発行は、当該証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前三年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないと認められる場合に限り行う。

第4 申請手続

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（7）までに掲げる書類を提出する。
 - （1）証明書発行申請書（別記様式1）
 - （2）必要事項を記入した別記様式2
 - （3）（2）の記載事項を確認することができる書類（インボイス、パッキングリスト

等)

- (4) 主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類
- (5) 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し
- (6) 検査機関が行った水産物中の放射性物質に関する検査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類
- (7) 香港に輸出される水産物に関する申告書（別記様式3）
- (8) 証明書の発行を申請する者が輸出者と異なる場合は、輸出者が作成した別記様式4の委任状

2 水産庁は、1の内容を確認の上、別記様式2により、証明書を発行する。ただし、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の偽造その他の証明書に関する不正の疑いがある場合には、証明書の発行を留保することとする。

3 発行機関が発行する証明書については、平成27年11月1日以降、偽造防止用紙を使用する。

第5 申請先

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室（Tel 03-3501-1961）

注 1) 香港は CODEX 基準（ヨウ素（ ^{131}I ）100Bq/kg 未満、セシウム（ $^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$ ）1000Bq/kg 未満）を採用。

注 2) 香港との合意に基づくサンプリング方法は以下のとおりです。

検査機関に検査を依頼する際、事前に（サンプリングを行う前）必ず水産庁に御相談下さい。

① サンプリングの立ち会い

放射性物質の検査を受ける際の検体のサンプリングの公正性を確保するため、定期的に水産庁（又は地方政府）等による立ち会いが必要。

② 検体の取扱い

サンプリングは、輸出する同一品目毎に 1 ロットとし、1 ロットの梱包数(N)に応じて以下に示す開梱数(n)にしたがって検体を採取する。各梱包から採取された検体は、それぞれ検査を行う（各梱包からサンプリングした検体を混ぜ合わせて、一つの検体として検査を行わない）。

1 ロットの梱包数	開梱数(n)
$N < 3$	1
$3 \leq N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$1200 < N$	8

③ 検査機関

香港が国際標準に基づく検査機関による検査を求めていることから、JAB（日本適合性認定協会）から放射能測定検査を国際標準に基づき適切に行う試験所として ISO/IEC 17025 の認定を受けている機関を検査機関とする（現時点では、（財）日本冷凍食品検査協会、（財）日本食品分析センター）。

(別記様式1)

香港向け輸出水産物に関する証明申請書

年 月 日

証明書発行機関の担当部局長 殿

事業者名

所在地

代表者名

⑩

(上記代理人)

事業者名

所在地

役職・氏名

⑩

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成23年11月11日付け23水漁第980号水産庁長官通知）」別記様式2について確認をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

Certificate on radiation levels in food for export to Hong Kong

Consignment Code..... Declaration Number

..... (competent authority)

DECLARES that the food of this consignment composed of:

.....
(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at..... (embarkation place)

on.....(date of embarkation)

by (identification of transporter)

going to (place and country of destination)

which comes from the establishment.....

..... (name and address of establishment)

■ is falling into the category of the products in the table below and is originating

from (prefecture), has been sampled¹ on(date), and

subjected to laboratory analysis on (date) in

the.....(name of laboratory²), to determine the level of the radionuclides,

iodine-131, caesium-134 and caesium-137, and hereby certify that the radiation

levels do not exceed the standards laid down by the Codex Alimentarius

Commission in the Guideline Levels for Radionuclides in Foods Contaminated

following a Nuclear or Radiological Emergency.

Done at..... on

Stamp of

authorized representative of competent authority

Table

Category of food :

All live, chilled or frozen aquatic products

¹ Sampling is taken in accordance with the table of sampling plan at Annex

² The laboratory performing the radiation test is a laboratory accredited by Japan Accreditation Board

Table of Sampling Plan

Number of packages per species in a consignment	Minimum number of samples to be taken (n)
$N \leq 2$	1
$3 \leq N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$1200 < N$	8

香港向けに輸出される〔品 名〕に関する申告書

番号申告者(輸出者)の住所及び氏名

年月日(印)

○年○月○日付で〔検査機関名〕に検査を依頼した、下記1に示す製品について、
(以下のいずれかの□を選択)

☐ ○年○月○日、水産庁（地方政府）の立ち会いのもと、サンプリングを行いました。
〔 立ち会った者の氏名及び所属： _____
_____ 〕

☐ 私(申告者・輸出者)は、○年○月○日、下記2の基準によりサンプリングしたことを申告します。

1 輸出する製品

品名	
総数量(重量、個数)	
1 ロットの梱包数	
包装日	
サンプリング日	
サンプリング数量	

2 輸出する製品毎に1ロットとし、1ロットの梱包数(N)に応じて以下に示す開梱数(n)を目安として、検査機関が指定する数量をサンプリングしたものです。

1 ロットの梱包数	開梱数(n)	チェック
$N < 2$	1	☐
$3 \leq N \leq 150$	3	☐
$150 < N \leq 1200$	5	☐
$1200 < N$	8	☐

(別記様式4)

平成 年 月 日

証明書発行機関の担当部局長 殿

委 任 状

事業者名

所 在 地

代表者名

⑩

当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、「香港に輸出される水産物に関する証明書の発行について（平成23年11月11日付け23水漁第980号水産庁長官通知）」に基づく証明書発行のための申請手続に係る権限を下記のとおり委任いたします。

なお、上記証明書については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該申請に基づく確認を行ったことに基づき、証明書発行機関及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

委任期間 平成 年 月 日 ～ 年 月 日

（注：期間は3年以内とし、今回の申請に限り委任する場合、記載は不要とする。）

委 任 先

事業者名：（注：個人の場合は氏名）

所 在 地：

代表者名：（注：代表者以外の者を代理人として委任する場合、役職・氏名）

使 用 印：

（注）委任期間中であれば、次回以降の申請は、本委任状の写しで代えることができる。